



鳥取県公報

平成16年 6月25日(金)
号外第95号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	東伯郡湯梨浜町及び同郡琴浦町並びに西伯郡南部町の設置に伴う関係条例の整理に関する条例(33)(市町村振興課)..... 2
------------	---------------------------------------------------------------

——— 公布された条例のあらまし ———

東伯郡湯梨浜町及び同郡琴浦町並びに西伯郡南部町の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

1 次の表の左欄に掲げる条例について、東伯郡羽合町、同郡泊村及び同郡東郷町を廃し、新たに同郡湯梨浜町を設置すること、同郡東伯町及び同郡赤碓町を廃し、新たに同郡琴浦町を設置すること並びに西伯郡西伯町及び同郡会見町を廃し、新たに同郡南部町を設置することに伴い、同表の右欄に掲げる内容の改正を行うこととした。(第1条～第16条関係)

条 例 名	内 容
鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	農業用排水路の指定等の事務を処理する町村の変更
鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例	鳥取県立西部やまと園等の位置の表示の改正
鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例	鳥取県衛生環境研究所の位置の表示の改正
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例	東伯団地等の位置及び委託先の町村名の表示の改正
天神川流域下水道条例	天神川流域下水道に接続する公共下水道を管理する町の変更等
鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例	鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所等の位置及び管轄区域の表示の改正
鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例	鳥取県立とっとり花回廊の位置の表示の改正
鳥取県立高等学校等設置条例	鳥取県立赤碓高等学校の位置の表示の改正
鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例	鳥取県立船上山少年自然の家の位置の表示の改正
鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例	鳥取県営ライフル射撃場の位置の表示の改正
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例	警察署の位置及び管轄区域の表示の改正
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例	店舗型性風俗特殊営業の禁止地域等の表示の改正

2 この条例は、平成16年10月1日から施行することとした。ただし、東伯郡東伯町及び同郡赤碓町を廃し、同郡琴浦町を設置することに係る改正は、同年9月1日から施行することとした。

条 例

東伯郡湯梨浜町及び同郡琴浦町並びに西伯郡南部町の設置に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成16年6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第33号

東伯郡湯梨浜町及び同郡琴浦町並びに西伯郡南部町の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事 務	市町村等	事 務	市町村等
1～24の6 略		1～24の6 略	
24の7 土地改良法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(22) 略	倉吉市、東伯郡大栄町及び琴浦町並びに西伯郡名和町	24の7 土地改良法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(22) 略	倉吉市、東伯郡大栄町及び赤碕町並びに西伯郡名和町
25 土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第76条において準用する第47条第2号の規定による農業用排水路の指定	倉吉市、東伯郡大栄町及び琴浦町並びに西伯郡名和町	25 土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第76条において準用する第47条第2号の規定による農業用排水路の指定	倉吉市、東伯郡大栄町及び赤碕町並びに西伯郡名和町
26及び27 略		26及び27 略	
28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) 略	倉吉市、八頭郡の町村並びに東伯郡大栄町及び琴浦町	28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) 略	倉吉市、八頭郡の町村並びに東伯郡大栄町及び赤碕町
29 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(5)までに掲げるもの	倉吉市、八頭郡の町村並びに東伯郡大栄町及び琴浦町	29 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(5)までに掲げるもの	倉吉市、八頭郡の町村並びに東伯郡大栄町及び赤碕町

30～41 略		30～41 略	
42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(19) 略	鳥取市、米子市、倉吉市、東伯郡羽合町、三朝町及び琴浦町並びに西伯郡淀江町	42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(19) 略	鳥取市、米子市、倉吉市、東伯郡羽合町、三朝町及び東伯郡並びに西伯郡淀江町
43～48 略		43～48 略	

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市町村等	事 務	市町村等
1及び1の2 略		1及び1の2 略	
1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡岩美町、八頭郡船岡町及び若桜町、東伯郡の町（北条町を除く。）西伯郡淀江町、名和町、中山町及び南部町並びに日野郡溝口町	1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡岩美町、八頭郡船岡町及び若桜町、東伯郡の町（羽合町及び北条町を除く。）西伯郡西伯町、淀江町、名和町及び中山町並びに日野郡溝口町
1の4 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡の町村、八頭郡の町、気高郡の町、東伯郡の町、西伯郡の町及び日野郡の町	1の4 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡の町村、八頭郡の町、気高郡の町、東伯郡の町（羽合町を除く。）、西伯郡の町（会見町を除く。）及

			び日野郡の町
1の5～8 略		1の5～8 略	
8の2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)及び(2) 略	八頭郡船岡町及び智頭町、気高郡鹿野町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町	8の2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)及び(2) 略	八頭郡船岡町及び智頭町、気高郡鹿野町並びに東伯郡東郷町及び大栄町
8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)～(3) 略	八頭郡船岡町及び智頭町、気高郡鹿野町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町	8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)～(3) 略	八頭郡船岡町及び智頭町、気高郡鹿野町並びに東伯郡東郷町及び大栄町
8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)～(3) 略	八頭郡船岡町及び智頭町、気高郡鹿野町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町	8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)～(3) 略	八頭郡船岡町及び智頭町、気高郡鹿野町並びに東伯郡東郷町及び大栄町
9～19の2 略		9～19の2 略	
20 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)～(19) 略	各市町村(倉吉市及び東伯郡の町を除く。)及び鳥取中部ふるさと広域連合	20 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)～(19) 略	各市町村(倉吉市及び東伯郡の町村を除く。)及び鳥取中部ふるさと広域連合
21 火薬類取締法施行令(昭和25年政令第323号)第2条の規定による譲渡許可証及び譲受許可証の受理並びに同令第16条の規定により処理することとされている火薬類取締法に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)及び(2) 略	各市町村(倉吉市及び東伯郡の町を除く。)及び鳥取中部ふるさと広域連合	21 火薬類取締法施行令(昭和25年政令第323号)第2条の規定による譲渡許可証及び譲受許可証の受理並びに同令第16条の規定により処理することとされている火薬類取締法に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)及び(2) 略	各市町村(倉吉市及び東伯郡の町村を除く。)及び鳥取中部ふるさと広域連合
22 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)及び(2) 略	各市町村(倉吉市及び東伯郡の町を除く。)及び鳥取中部ふるさと広域連合	22 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)及び(2) 略	各市町村(倉吉市及び東伯郡の町村を除く。)及び鳥取中部ふるさと広域連合

23 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（4）略	各市町村（倉吉市及び東伯郡の町を除く。）及び鳥取中部ふるさと広域連合	23 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（4）略	各市町村（倉吉市及び東伯郡の町村を除く。）及び鳥取中部ふるさと広域連合
24～24の3 略		24～24の3 略	
24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（3）略	鳥取市、倉吉市、岩美郡の町村、八頭郡の町村（郡家町及び船岡町を除く。）、気高郡の町並びに東伯郡三朝町及び湯梨浜町	24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（3）略	鳥取市、倉吉市、岩美郡の町村、八頭郡の町村（郡家町及び船岡町を除く。）、気高郡の町並びに東伯郡羽合町、泊村及び三朝町
24の5 農地法に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（7）略	八頭郡佐治村及び西伯郡南部町	24の5 農地法に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（7）略	八頭郡佐治村及び西伯郡西伯町
24の6～41 略		24の6～41 略	
42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（19）略	鳥取市、米子市、倉吉市、東伯郡三朝町、湯梨浜町及び琴浦町並びに西伯郡淀江町	42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（19）略	鳥取市、米子市、倉吉市、東伯郡羽合町、三朝町及び琴浦町並びに西伯郡淀江町
43 略		43 略	
44 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（6）略	鳥取市、米子市、八頭郡船岡町、東伯郡三朝町及び関金町並びに西伯郡南部町	44 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（6）略	鳥取市、米子市、八頭郡船岡町、東伯郡三朝町及び関金町並びに西伯郡西伯町
45～48 略		45～48 略	

（鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に

対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(設置) 第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。			(設置) 第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
略			略		
知的障害者更生施設	略		知的障害者更生施設	略	
	鳥取県立西部やまと園	西伯郡南部町		鳥取県立西部やまと園	西伯郡西伯町
	鳥取県立羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町		鳥取県立羽合ひかり園	東伯郡羽合町
略			略		
養護老人ホーム	鳥取県立母来寮	東伯郡湯梨浜町	養護老人ホーム	鳥取県立母来寮	東伯郡羽合町
	略			略	
略			略		

(鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第2条 公衆衛生の向上及び増進並びに環境の保全及び快適な環境の創造に関する調査研究を行うとともに、県民の公衆衛生及び環境に関する理解と自発的活動の促進を図るため、鳥取県衛生環境研究所(以下「研究所」という。)を東伯郡湯梨浜町に設置する。	(設置) 第2条 公衆衛生の向上及び増進並びに環境の保全及び快適な環境の創造に関する調査研究を行うとともに、県民の公衆衛生及び環境に関する理解と自発的活動の促進を図るため、鳥取県衛生環境研究所(以下「研究所」という。)を東伯郡羽合町に設置する。

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第1(第2条の2関係)		別表第1(第2条の2関係)	
名称	位置	名称	位置
略		略	
東伯団地	東伯郡琴浦町大字逢束	東伯団地	東伯郡東伯町大字逢束
浦安団地	東伯郡琴浦町大字下伊勢	浦安団地	東伯郡東伯町大字下伊勢

赤碕港団地	東伯郡琴浦町大字赤碕
城山団地	東伯郡琴浦町大字太一垣
成美団地	東伯郡琴浦町大字出上
みどり団地	東伯郡琴浦町大字光
略	

別表第2(第26条関係)

名称	委託先
略	
東伯団地 浦安団地 赤碕港団地 城山 団地 成美団地 みどり団地	琴浦町
略	

赤碕港団地	東伯郡赤碕町大字赤碕
城山団地	東伯郡赤碕町大字太一垣
成美団地	東伯郡赤碕町大字出上
みどり団地	東伯郡赤碕町大字光
略	

別表第2(第26条関係)

名称	委託先
略	
東伯団地 浦安団地	東伯町
赤碕港団地 城山団地 成美団地 みど り団地	赤碕町
略	

第6条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前																																																												
別表第1(第2条の2関係)	別表第1(第2条の2関係)																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>高城第2団地</td> <td>倉吉市下米積</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>栄第2団地</td> <td>東伯郡大栄町大字島</td> </tr> <tr> <td>浜団地</td> <td>東伯郡湯梨浜町大字長瀬</td> </tr> <tr> <td>泊港団地</td> <td>東伯郡湯梨浜町大字泊</td> </tr> <tr> <td>東郷団地</td> <td>東伯郡湯梨浜町大字中興寺</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>夕日ヶ丘団地</td> <td>境港市小篠津町</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>浜の上第1団地</td> <td>西伯郡中山町御崎</td> </tr> <tr> <td>浜の上第2団地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法勝寺団地</td> <td>西伯郡南部町法勝寺</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		高城第2団地	倉吉市下米積	略		栄第2団地	東伯郡大栄町大字島	浜団地	東伯郡湯梨浜町大字長瀬	泊港団地	東伯郡湯梨浜町大字泊	東郷団地	東伯郡湯梨浜町大字中興寺	略		夕日ヶ丘団地	境港市小篠津町	略		浜の上第1団地	西伯郡中山町御崎	浜の上第2団地		法勝寺団地	西伯郡南部町法勝寺	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>高城第2団地</td> <td>倉吉市下米積</td> </tr> <tr> <td>浜団地</td> <td>東伯郡羽合町大字長瀬</td> </tr> <tr> <td>泊港団地</td> <td>東伯郡泊村大字泊</td> </tr> <tr> <td>東郷団地</td> <td>東伯郡東郷町大字中興寺</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>栄第2団地</td> <td>東伯郡大栄町大字島</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>夕日ヶ丘団地</td> <td>境港市小篠津町</td> </tr> <tr> <td>法勝寺団地</td> <td>西伯郡西伯町大字法勝寺</td> </tr> <tr> <td>手間第1団地</td> <td>西伯郡会見町天万</td> </tr> <tr> <td>手間第2団地</td> <td>西伯郡会見町宮前</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>浜の上第1団地</td> <td>西伯郡中山町御崎</td> </tr> <tr> <td>浜の上第2団地</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		高城第2団地	倉吉市下米積	浜団地	東伯郡羽合町大字長瀬	泊港団地	東伯郡泊村大字泊	東郷団地	東伯郡東郷町大字中興寺	略		栄第2団地	東伯郡大栄町大字島	略		夕日ヶ丘団地	境港市小篠津町	法勝寺団地	西伯郡西伯町大字法勝寺	手間第1団地	西伯郡会見町天万	手間第2団地	西伯郡会見町宮前	略		浜の上第1団地	西伯郡中山町御崎	浜の上第2団地	
名称	位置																																																												
略																																																													
高城第2団地	倉吉市下米積																																																												
略																																																													
栄第2団地	東伯郡大栄町大字島																																																												
浜団地	東伯郡湯梨浜町大字長瀬																																																												
泊港団地	東伯郡湯梨浜町大字泊																																																												
東郷団地	東伯郡湯梨浜町大字中興寺																																																												
略																																																													
夕日ヶ丘団地	境港市小篠津町																																																												
略																																																													
浜の上第1団地	西伯郡中山町御崎																																																												
浜の上第2団地																																																													
法勝寺団地	西伯郡南部町法勝寺																																																												
名称	位置																																																												
略																																																													
高城第2団地	倉吉市下米積																																																												
浜団地	東伯郡羽合町大字長瀬																																																												
泊港団地	東伯郡泊村大字泊																																																												
東郷団地	東伯郡東郷町大字中興寺																																																												
略																																																													
栄第2団地	東伯郡大栄町大字島																																																												
略																																																													
夕日ヶ丘団地	境港市小篠津町																																																												
法勝寺団地	西伯郡西伯町大字法勝寺																																																												
手間第1団地	西伯郡会見町天万																																																												
手間第2団地	西伯郡会見町宮前																																																												
略																																																													
浜の上第1団地	西伯郡中山町御崎																																																												
浜の上第2団地																																																													

手間第1団地	西伯郡南部町天万
手間第2団地	西伯郡南部町宮前
略	

別表第2(第26条関係)

名称	委託先
略	
三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田団地 高城第1団地 高城第2団地 高城第3団地	倉吉市
略	
栄第1団地 栄第2団地	大栄町
浜団地 泊港団地 東郷団地	湯梨浜町
略	
渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地	境港市
略	
浜の上第1団地 浜の上第2団地	中山町
法勝寺団地 手間第1団地 手間第2団地	南部町
略	

略	
---	--

別表第2(第26条関係)

名称	委託先
略	
三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田団地 高城第1団地 高城第2団地 高城第3団地	倉吉市
浜団地	羽合町
泊港団地	泊村
東郷団地	東郷町
略	
栄第1団地 栄第2団地	大栄町
略	
渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地	境港市
法勝寺団地	西伯町
手間第1団地 手間第2団地	会見町
略	
浜の上第1団地 浜の上第2団地	中山町
略	

(天神川流域下水道条例の一部改正)

第7条 天神川流域下水道条例(昭和58年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(流域関連公共下水道) 第2条 流域下水道に接続する公共下水道は、倉吉市、 <u>三朝町、関金町、北条町及び湯梨浜町</u> が管理する公共下水道(旧泊村の管理に属していた公共下水道を除く。)とする。	(流域関連公共下水道) 第2条 流域下水道に接続する公共下水道は、倉吉市、 <u>羽合町、東郷町、三朝町、関金町及び北条町</u> が管理する公共下水道とする。

(鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例(昭和36年鳥取県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域) 第4条 農業改良助長法第14条の6第1項に規定する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			(地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域) 第4条 農業改良助長法第14条の6第1項に規定する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
略			略		
鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所	東伯郡琴浦町	東伯郡大栄町及び同郡琴浦町	鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所	東伯郡東伯町	東伯郡大栄町、同郡東伯町及び同郡赤碓町
略			略		

第9条 鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域) 第4条 農業改良助長法第14条の6第1項に規定する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			(地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域) 第4条 農業改良助長法第14条の6第1項に規定する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
略			略		
鳥取県中部総合事務所農林局倉吉農業改良普及所	倉吉市	倉吉市、東伯郡三朝町、同郡関金町、同郡北条町及び同郡湯梨浜町	鳥取県中部総合事務所農林局倉吉農業改良普及所	倉吉市	倉吉市、東伯郡羽合町、同郡東郷町、同郡三朝町、同郡関金町、同郡北条町及び同郡泊村
略			略		
鳥取県西部総合事務所農林局米子農業改良普及所	米子市	米子市、境港市、西伯郡岸本町、同郡日吉津村及び同郡南部町	鳥取県西部総合事務所農林局米子農業改良普及所	米子市	米子市、境港市、西伯郡西伯町、同郡会見町、同郡岸本町及び同郡日吉津村
略			略		

(鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例(平成10年鳥取県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
(設置) 第2条 県民に花と緑あふれる憩いの場を提供するとともに、観光及び花き園芸の振興に資するため、鳥取県立とっとり花回廊を次のとおり設置する。		(設置) 第2条 県民に花と緑あふれる憩いの場を提供するとともに、観光及び花き園芸の振興に資するため、鳥取県立とっとり花回廊を次のとおり設置する。	
名称	位置	名称	位置
鳥取県立とっとり花回廊	西伯郡岸本町及び南部町並びに日野郡溝口町	鳥取県立とっとり花回廊	西伯郡会見町及び岸本町並びに日野郡溝口町

(鳥取県立高等学校等設置条例の一部改正)

第11条 鳥取県立高等学校等設置条例(昭和39年鳥取県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
(鳥取県立高等学校の設置) 第2条 鳥取県立高等学校を次のとおり設置する。		(鳥取県立高等学校の設置) 第2条 鳥取県立高等学校を次のとおり設置する。	
名称	位置	名称	位置
略		略	
鳥取県立赤碕高等学校	東伯郡琴浦町	鳥取県立赤碕高等学校	東伯郡赤碕町
略		略	

(鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和52年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(設置) 第2条 鳥取県立青少年社会教育施設(以下「青少年社会教育施設」という。)を次のとおり設置する。			(設置) 第2条 鳥取県立青少年社会教育施設(以下「青少年社会教育施設」という。)を次のとおり設置する。		
名称	位置	設置目的	名称	位置	設置目的
略			略		
鳥取県立船上山少年自然の家	東伯郡琴浦町	略	鳥取県立船上山少年自然の家	東伯郡赤碕町	略

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>(設置)</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設(以下「施設」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県営ライフル射撃場</td> <td style="text-align: center;">西伯郡南部町</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡南部町	<p>(設置)</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設(以下「施設」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県営ライフル射撃場</td> <td style="text-align: center;">西伯郡西伯町</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡西伯町
名称	位置												
略													
鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡南部町												
名称	位置												
略													
鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡西伯町												

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第14条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年鳥取県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別 表</p> <p style="text-align: center;">警察署の名称、位置及び管轄区域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県八橋警察署</td> <td style="text-align: center;">東伯郡琴浦町</td> <td style="text-align: center;">東伯郡のうち大栄町、<u>琴浦町</u>、西伯郡のうち中山町</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	管轄区域	略			鳥取県八橋警察署	東伯郡琴浦町	東伯郡のうち大栄町、 <u>琴浦町</u> 、西伯郡のうち中山町	略			<p>別 表</p> <p style="text-align: center;">警察署の名称、位置及び管轄区域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県八橋警察署</td> <td style="text-align: center;">東伯郡東伯町</td> <td style="text-align: center;">東伯郡のうち大栄町、<u>東伯町</u>、赤碓町、西伯郡のうち中山町</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	管轄区域	略			鳥取県八橋警察署	東伯郡東伯町	東伯郡のうち大栄町、 <u>東伯町</u> 、赤碓町、西伯郡のうち中山町	略		
名称	位置	管轄区域																							
略																									
鳥取県八橋警察署	東伯郡琴浦町	東伯郡のうち大栄町、 <u>琴浦町</u> 、西伯郡のうち中山町																							
略																									
名称	位置	管轄区域																							
略																									
鳥取県八橋警察署	東伯郡東伯町	東伯郡のうち大栄町、 <u>東伯町</u> 、赤碓町、西伯郡のうち中山町																							
略																									

第15条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																		
<p>別 表</p> <p style="text-align: center;">警察署の名称、位置及び管轄区域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県倉吉警察署</td> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> <td style="text-align: center;">倉吉市、東伯郡のうち北条町、三朝町、関金町、<u>湯梨浜町</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	管轄区域	略			鳥取県倉吉警察署	倉吉市	倉吉市、東伯郡のうち北条町、三朝町、関金町、 <u>湯梨浜町</u>	<p>別 表</p> <p style="text-align: center;">警察署の名称、位置及び管轄区域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県倉吉警察署</td> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> <td style="text-align: center;">倉吉市、東伯郡のうち泊村、<u>羽合町</u>、北条町、<u>東郷町</u>、三朝町、関金町</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	管轄区域	略			鳥取県倉吉警察署	倉吉市	倉吉市、東伯郡のうち泊村、 <u>羽合町</u> 、北条町、 <u>東郷町</u> 、三朝町、関金町
名称	位置	管轄区域																	
略																			
鳥取県倉吉警察署	倉吉市	倉吉市、東伯郡のうち北条町、三朝町、関金町、 <u>湯梨浜町</u>																	
名称	位置	管轄区域																	
略																			
鳥取県倉吉警察署	倉吉市	倉吉市、東伯郡のうち泊村、 <u>羽合町</u> 、北条町、 <u>東郷町</u> 、三朝町、関金町																	

略			略		
鳥取県米子警察署	米子市	米子市、西伯郡のうち日吉津村、淀江町、大山町、名和町、 <u>南部町</u>	鳥取県米子警察署	米子市	米子市、西伯郡のうち西伯町、 <u>会見町</u> 、日吉津村、淀江町、大山町、名和町
略			略		

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第16条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 (昭和59年鳥取県条例第30号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目 (以下この条において「移動別表細目」という。) に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目 (以下この条において「移動後別表細目」という。) が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目に改め、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目 (以下この条において「削除別表細目」という。) を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (別表細目の表示及び削除別表細目を除く。以下この条において「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第2 (第9条 - 第11条関係)	別表第2 (第9条 - 第11条関係)
略	略
法第2条第6項第3号及び第5号の営業、同条第7項第2号の営業並びに映像送信型性風俗特殊営業	法第2条第6項第3号及び第5号の営業、同条第7項第2号の営業並びに映像送信型性風俗特殊営業
次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1) ~ (6) 略 (7) 東伯郡湯梨浜町大字上浅津、 <u>大字はわい温泉、大字松崎及び大字旭の区域</u>	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1) ~ (6) 略 (7) 東伯郡羽合町大字上浅津及び大字はわい温泉の区域 (8) 東伯郡東郷町大字松崎及び大字旭の区域 (9) 略 (10) 略
(8) 略 (9) 略	
法第2条第6項第4号の営業 (モーター営業を除く。)	法第2条第6項第4号の営業 (モーター営業を除く。)
次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1) ~ (5) 略 (6) 東伯郡湯梨浜町大字上浅津、 <u>大字はわい温泉、大字松崎及び大字旭の区域</u>	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1) ~ (5) 略 (6) 東伯郡羽合町大字上浅津及び大字はわい温泉の区域 (7) 東伯郡東郷町大字松崎及び大字旭の区域 (8) 略 (9) 略
(7) 略 (8) 略	

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第1条、第5条、第8条、第11条、第12条及び第14条の改正は、同年9月1日から施行する。

